

※下記の文章を確認し、口に✓を入れてください。

誓約書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

DXリスキリング助成金交付要綱第11条の規定に基づく交付申請書の提出を行うにあたり、以下の事項について、いずれも相違ないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、同交付要綱第20条の規定により助成金の交付決定の取消しを受けた場合において、同交付要綱第21条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

- 支給申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ※「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 東京しごと財団理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
- 助成を受けようとする全ての職業訓練について、国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もありません。
- 講習先の教育機関は、資本関係のある関連会社等には該当しません。
- 助成を受けようとする全ての職業訓練に要する経費を企業が負担しています。
- 受講者名簿に記載の本人のみが、受講することを確約します。
- 本助成金に申請する講座を勤務時間内に従業員に受講させます。
- 現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。
- 助成金の申請にあたって提出する書類は、全て虚偽がないことを誓約します。
- 本助成金の申請内容、審査内容及び支給決定内容について、東京都との間で照会することに同意します。
- 【中小企業のみ記入】みなし大企業に該当しません。
- ※「みなし大企業」とは、以下のいずれかに1つでも該当する場合をいいます。
- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - ④その他、大企業が実質的に経営を支配する力を有している場合

令和 年 月 日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

印